

- 資料－1 竜王町環境基本条例
- 資料－2 竜王町環境審議会委員名簿
- 資料－3 竜王町環境基本計画の策定経過
- 資料－4 竜王町環境審議会からの答申
- 資料－5 用語解説

竜王町環境基本計画 資料編

資料 - 1 竜王町環境基本条例

○竜王町環境基本条例

(平成 26 年 3 月 26 日条例第 13 号)

(目的)

第 1 条 この条例は、良好な環境の保全および創造に関する基本理念を定め、町民、事業者、通勤および観光等で本町に滞在する者(以下「滞在者」という。)ならびに町の責務を明らかにするとともに、良好な環境の保全に関する施策の基本となる事項を定め、良好な環境の保全および創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在および将来の町民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 良好な環境 町民が健康な心身を保持し、自然と人、人と人が調和し快適な生活を営むことができる健全で恵み豊かな生活環境、自然環境および文化的環境をいう。
- (2) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境保全上の支障の原因となる恐れのあるものをいう。
- (3) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化、オゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、森林破壊、野生生物の種の減少その他の地球環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに町民の健康で文化的な生活の確保に寄与することをいう。
- (4) 生活環境 人の生活に関する環境をいい、生活に密接な関係のある財産および動植物の生育環境を含むものをいう。
- (5) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚染(水質以外の水の状態および水底の底質が悪化することを含む。)、土壌汚染、光害、騒音、振動、地盤の沈下または悪臭によって、人の健康または生活環境に係る被害が生ずることをいう。
- (6) 自然環境 自然の生態系に占める森林、河川、湖沼、大気等動植物の生存環境をいい、歴史的文化的遺産等を取り巻く自然を含むものをいう。
- (7) 再生可能エネルギー等 次に掲げるエネルギー(燃焼の用に供する物、熱または電気をいう。以下同じ。) またはエネルギー利用形態をいう。
 - ア 太陽光、風力、水力またはバイオマスを利用して得られるエネルギー、太陽熱、地熱その他の環境への負荷が少ないエネルギー
 - イ 工場、変電所等から排出される熱、廃棄物を利用して得られるエネルギーその他のエネルギーまたは物品を再利用して得られるエネルギー
 - ウ エネルギーの利用の効率を向上させ、または環境への負担を低減させるエネルギーの利用形態

(基本理念)

- 第3条 良好な環境の保全および創造は、人類も自然を構成する一員であることを深く認識し、豊かで美しい環境を実現し、広く町民がその恵みを楽しめるとともに、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行わなければならない。
- 2 良好な環境の保全および創造は、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会の構築を目的として、すべての者の自主的かつ積極的な環境の保全に係る行動により行わなければならない。
 - 3 地球環境保全は、地域における環境の保全に関する取り組みの重要性にかんがみ、すべての事業活動および身近な日常生活において積極的な活動により推進されなければならない。

(町民の責務)

- 第4条 町民は、基本理念にのっとり、日常生活において環境への負荷の低減および公害の防止ならびに自然環境の適正な保全に努めなければならない。
- 2 町民は、基本理念にのっとり、良好な環境の保全および創造に自ら努めるとともに、町が実施する環境の保全および創造に関する施策に協力する責務を有する。

(事業者の責務)

- 第5条 事業者は、基本理念にのっとり、物の製造、加工または販売その他の事業活動を行うにあたって、環境への負荷の低減に努めるとともに、公害を防止し、または自然環境を適正に保全するため、その責任において必要な措置を講ずる責務を有する。
- 2 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に係る製品その他の物が使用されまたは廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するよう努めなければならない。
 - 3 事業者は、基本理念にのっとり、良好な環境の保全および創造に自ら努めるとともに、町が実施する環境の保全および創造に関する施策に協力する責務を有する。

(町内で活動する者の責務)

- 第6条 町内において活動しようとする滞在者および団体は、基本理念にのっとり、自然環境の適正な保全に努めるとともに、町が実施する良好な環境の保全および創造に関する施策に協力する責務を有する。

(町の責務)

- 第7条 町は、基本理念にのっとり、良好な環境の保全および創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、実施する責務を有する。
- 2 町は、町民および事業者の良好な環境の保全または快適な環境の形成のための取り組みを支援する責務を有する。

(施策の基本方針)

- 第8条 町は、環境の維持保全および育成を図るために、町民の積極的な参加と自主的な努力を基本として、次に掲げる基本方針に基づく各種施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。
- (1) 人の健康が保護され、生活環境および自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌等の環境を良好な状態に保持されること。

- (2) 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保を図るとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境が自然的社会条件に応じて体系的に保全されること。
- (3) 潤いと安らぎのある生活空間が形成され、人と自然との触れ合いが確保されるよう、清らかな水環境の形成、豊かな森の創出、地域の個性を生かした美しい景観の形成、歴史的遺産の保全および活用による文化的環境の形成が推進されること。
- (4) 環境への負荷の低減に資するよう、廃棄物の減量、資源およびエネルギーの消費の抑制または循環的な利用等が促進されること。
- (5) 良好な環境の保全および創造を効率的かつ効果的に推進するため、町、町民および事業者が協働して取り組むことのできる社会が構築されること。

(町の施策の策定等にかかる配慮)

第9条 町は、すべての施策の策定および実施にあたっては、良好な環境の保全および調和に配慮しなければならない。

(環境基本計画)

第10条 町長は、良好な環境の保全および創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境基本計画を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 良好な環境の保全および創造に関する目標
- (2) 良好な環境の保全および創造に関する総合的かつ長期的な施策の展開
- (3) 前2号に掲げるもののほか、良好な環境の保全および創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 町長は、環境基本計画を定めるにあたっては、あらかじめ竜王町環境審議会の意見を聴かななければならない。

4 町長は、環境基本計画を定めるにあたっては、町民の意見を反映することができるよう配慮しなければならない。

5 町長は、環境基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表しなければならない。

6 前3項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境影響評価の推進)

第11条 町は、環境に著しい影響を及ぼす恐れのある事業を行う事業者が、あらかじめその事業による環境への影響について自ら適正に調査、予測または評価を行い、その結果に基づき、環境の保全について適正に配慮することを促すため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(規制の措置)

第12条 町は、公害を防止するため、公害の原因となる行為に関し、必要な規制の措置を講ずるよう努めるものとする。

2 町は、野生生物の適正な保護および自然環境の適正な保全に支障を及ぼす恐れのある行為に関し、必要な規制の措置を講ずるよう努めるものとする。

(地域の良好な環境の確保)

第13条 町は、森林および河川の適正な保全および創造、歴史的遺産または文化的施設の活用等による心豊かな環境の形成を図ることにより、地域の特性を活かしつつ良好な環境を確保するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(公害の防止)

第14条 町民および事業者は、大気汚染、水質汚濁、悪臭の発生、土壌汚染、光害、騒音、振動、地盤沈下その他の公害を発生させることのないよう必要な防止措置を講ずるものとする。

(助成等の措置)

第15条 町は、町民または事業者が、公害の防止のための施設や省エネルギーに資する設備の整備その他環境への負荷の低減のための適切な措置を取ることを促すため、適正な経済的助成および技術的支援等の措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境の保全に関する施設の整備等)

第16条 町は、廃棄物の処理または再資源化施設、下水道の処理施設等の環境への負荷の低減に資する施設および公園、緑地等の快適な環境の保全および創造に資する施設の整備等を推進するものとする。

- 2 町は、環境の保全上の支障を防止するための公共施設の整備および河川、湖沼等の水質の浄化等の事業を推進するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(資源の有効利用)

第17条 町民は、廃棄物等の減量化、再資源化に積極的に取り組むとともに、省エネルギーの励行、再生可能エネルギー等の導入および再生品の使用または不用品の活用等により資源およびエネルギーの有効利用に努めるものとする。

(良好な環境の保全に関する教育および学習の推進)

第18条 町は、良好な環境の保全に関する教育および学習の推進を図るため、関係機関と協力して、町民および事業者が環境の保全についての理解を深めるとともに、これらの者による環境の保全に関する自発的な活動が促進されるよう、人材の育成、広報活動の充実その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(民間団体等の自発的活動の促進)

第19条 町は、町民、事業者またはこれらの者で組織する民間の団体(以下「民間団体」という。)が自発的に行う道路河川清掃活動、放置ごみ収集、森林保全活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全に関する活動が促進されるよう、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(情報の提供)

第20条 町は、第18条の良好な環境の保全に関する教育および学習の推進ならびに前条に規定する町民、事業者または民間団体の自発的活動の促進に資するため、個人および法人の権利利益の保護に配慮しつつ、環境の状況その他の環境の保全に関する必要な情報の提供に努めるものとする。

(情報の収集および監視等の体制の整備)

第21条 町は、良好な環境の保全に関する事項について情報の収集に努めることにより、環境の状況を的確に把握するとともに、そのために必要な測定、監視、巡視等の体制を整備するものとする。

(推進体制の整備)

第22条 町は、良好な環境の保全および創造に関する施策を総合的に推進するため、関係部局相互の緊密な連携および施策の調整を図るための体制を整備するものとする。

2 町は、町民、事業者および民間団体と連携し良好な環境の保全および創造に関する施策を積極的に推進するための体制の整備に努めるものとする。

(国および他の地方公共団体等との協力)

第23条 町は、良好な環境の保全および創造に係る広域的な取り組みを必要とする施策については、国、他の地方公共団体および民間団体等と協力して推進するよう努めるものとする。

(地球環境保全への取組)

第24条 町は、地球温暖化の防止、オゾン層の保護その他の地球環境保全に関する施策の推進に努めるものとする。

2 町は、国、他の地方公共団体および民間団体等と協力して、地球環境保全に関する調査、情報提供および技術協力等を行い、国際協力の推進に努めるものとする。

(環境審議会の設置)

第25条 町は、良好な環境の保全および創造に関する施策の基本的事項を調査審議するため、環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき竜王町環境審議会(以下「環境審議会」という。)を置く。

2 環境審議会は、良好な環境の保全および創造に関する事項に関し、町長の諮問に応じ審議し、答申するものとする。

3 環境審議会は、前項に定めるもののほか、必要に応じ、良好な環境の保全および創造に関する施策の推進について、町長に助言および提言をすることができる。

4 環境審議会は、委員10人以内をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 町民のうち環境保全に関し識見を有する者

(3) その他町長が必要と認める者

5 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 前各項に定めるもののほか、環境審議会の運営に関し、必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(竜王町特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部改正)

2 竜王町特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例(昭和42年竜王町条例第9号)の一部を次のように改正する。

資料-2 竜王町環境審議会委員名簿

順不同:敬称略

役 職 等	氏 名
滋賀県立大学 工学部機械システム工学科教授	山根 浩二
京都大学 大学院工学研究科附属流域圏総合環境質研究センター教授	清水 芳久
竜王町自治会連絡協議会代表 竜王町美化推進協議会会長	森山 敏夫 (平成27年11月12日まで)
竜王町自治会連絡協議会代表	山中 修 (平成27年11月13日から)
竜王町エコライフ推進協議会会長	山田 清広
竜王町商工会女性部代表 株式会社ヌーベルムラチ代表取締役	邑地 礼子
地元企業代表 (ダイハツ工業株式会社滋賀(竜王)工場)	乾 良幸
竜王町社会教育団体代表 (竜王町壮年会代表)	城居 弥寿彦
自然観察指導員かわせみグループ代表	久保井 美喜子
農業従事者代表	竹山 勉
滋賀県東近江環境事務所所長	成宮 等 (平成27年11月12日まで)
滋賀県東近江環境事務所所長	川道 直介 (平成27年11月13日から)

資料-3 竜王町環境基本計画の策定経過

年 月 日		会議等	主な内容
平成 26 年度	1月16日	竜王町環境審議会	竜王町環境基本条例について 竜王町環境基本計画の骨子について
	2月5日 ～ 2月20日	竜王町環境基本計画策定にか かる町民アンケートの実施	18歳以上の町民 1,000名 中学2年生 118名 町内事業所 50社
	3月25日	竜王町環境審議会	アンケート結果について
平成 27 年度	11月13日	竜王町環境審議会	竜王町環境基本計画の素案について
	1月8日 ～ 1月22日	竜王町環境基本計画(案)のパ ブリックコメントの実施	
	2月1日	竜王町環境審議会	竜王町環境基本計画(案)について
	3月28日	竜王町環境審議会	竜王町環境基本計画(案)について

資料-4 竜王町環境審議会からの答申

平成28年3月28日
竜王町長 竹山 秀雄 様
竜王町環境審議会 会長 山根 浩二
竜王町環境基本計画の策定について（答申）
平成27年1月16日付け竜生第957号で諮問のあった標記の件について、「竜王町環境基本計画（案）」をとりまとめましたので答申いたします。
なお、本計画がより効果的に実践されるよう、下記の事項について留意いただき「次世代へ煌く環境と交竜の郷」の推進に努めてください。
記
1. この計画を広く周知し、町民、事業者との連携・協働を図ること。また、国や県の関係機関と連携を図ること。
2. この計画の実効性を高めるため、関係課と連携・調整を行い、各種施策の実現に向け取り組むこと。
3. この計画の趣旨が継承していくよう、人材育成に努めること。

資料-5 用語解説

あ行

一般廃棄物

産業廃棄物以外の廃棄物で、「ごみ」と「し尿」に分類されます。また、「ごみ」は商店、オフィス、レストラン等の事業活動によって生じた「事業系ごみ」と一般家庭の日常生活に伴って生じた「家庭ごみ」に分類されます。

うみのこ・やまのこ・たんぼのこ

滋賀県の自然体験型の環境学習事業のことです。小学生を対象に、うみのこ(フローティングスクール)では琵琶湖学習、やまのこでは山林での体験学習、たんぼのこでは田植えや稲刈り体験を行います。

エコアクション 21 (EA21)

環境省のガイドラインに基づく認証・登録制度で、中小企業等においても容易に環境配慮の取り組みを進めることができるよう、環境マネジメントシステム、環境パフォーマンス評価および環境報告をひとつに統合した環境配慮の手法です。

エコドライバー

ドライブマナーに優れたひとを「エコドライバー」と呼びます。エコドライバーは4つの幸せ(燃費の向上、地球温暖化を防止、安全、信頼)を得られます(環境省エコドライバープロジェクト)。

エコライフ

わたしたちの生活が、まわりの環境やわたしたち自身に影響を及ぼしている現状を認識し、少しずつでも何らかの行動を起こしていけるような生活スタイルのことをいいます。

か行

外来種

外来種とはおおむね明治時代以降に、意図的または非意図的に、人間の活動に伴って外国から日本に持ち込まれた外国産の動植物および他の都道府県から滋賀県に持ち込まれた国内産の動植物のことをいいます。渡り鳥等は自然の力で移動するものなので、外来種とはみなしません。

環境学習

自然や環境を大切にする心を育み、環境保全やより良い環境を創造するために、主体的に行動する実践的な態度や能力を育成することをめざして行われる学習のことをいいます。

環境基準

「環境基本法」の規定により「人の健康を保護し、および生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として政府が定める環境保全に関する行政上の目標のことをいいます。

環境マネジメントシステム(EMS)

企業や行政などの組織が環境負荷の低減等の環境活動を継続的に推進するための仕組みで、組織の体制、計画、責任、手順、プロセスが明確化されたものです。

間伐材

間伐とは、森林を育てるために森林に適度な光を入れ、木の過密化を解消するために木を間引くという作業をいい、間引かれた木材を間伐材といいます。

希少野生動植物種

滋賀県内に生息・生育する野生動植物の種であって、滋賀県で大切にすべき野生生物～滋賀県レッドデータブックに掲載された「絶滅危惧種」、「絶滅危惧増大種」および「希少種」に該当する野生動植物種。

(ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する基本計画(第2期)：平成23年4月滋賀県)

クールアース・デー

平成20年6月17日に開催された地球温暖化対策推進本部において、毎年7月7日を「クールアース・デー」とすることが決まりました。ライトダウンや、低炭素社会の構築への取り組みなど地球環境の大切さを見直す運動を国全体で行う日のことです。

耕作放棄地

農林水産省の統計調査における区分であり、調査日以前1年以上作付けせず、今後数年の間に再び耕作するはっきりした意思のない土地のことをいいます。なお、耕作放棄地は多少手を加えれば耕地になる可能性のあるもので、長期間にわたり放置し、現在、原野化しているような土地は含みません。一般的には、遊休農地と同義語として扱われています。

コージェネレーションシステム

電力と熱を供給することをいい、発電に伴い発生する排熱を暖房・給湯などにも利用する熱効率の高いシステムのことです。

コミュニティ

人々が共同体意識を持って共同生活を営む一定地域およびその人々の集団をいいます。地域社会あるいは地域共同体などが該当します。

ごみの5R

次の5つの頭文字をとってこう呼ばれます。

- Reduce (リデュース:ごみなるものを減らす)
- Reuse (リユース:ものを繰り返し大事に使う)
- Recycle (リサイクル:もう一度資源として活用する)
- Refuse (リフーズ:必要のないもの(過剰包装)を断る)
- Regenerate (リジェネレート:再生品を使う)

コミュニティガーデン

地域住民が主体となって、地域のために場所の選定から造成、維持管理までのすべて過程を自主的な活動によって支えている『緑の空間』やその活動そのものをいいます。

さ行

再生可能エネルギー等

次に掲げるエネルギー(燃焼の用に供する物、熱または電気をいう。以下同じ。)またはエネルギー利用形態をいう。

- ア 太陽光、風力、水力またはバイオマスを利用して得られるエネルギー、太陽熱、地熱その他の環境への負荷が少ないエネルギー
- イ 工場、変電所等から排出される熱、廃棄物を利用して得られるエネルギーその他のエネルギーまたは物品を再利用して得られるエネルギー
- ウ エネルギーの利用の効率を向上させ、または環境への負担を低減させるエネルギーの利用形態

里地里山(里山)

里地里山とは、原生的な自然と都市との中間に位置し、集落とそれを取り巻く二次林、それらと混在する農地、ため池、草原などで構成される地域です。農林業などに伴うさまざまな人間の働きかけを通じて環境が形成・維持されてきました。

里地里山は、特有の生物の生息・生育環境として、また、食料や木材など自然資源の供給、良好な景観、文化の伝承の観点からも重要な地域です。

産業廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃えがら、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチックなど 20 種類の廃棄物を指します。

酸性雨

硫黄酸化物や窒素酸化物などの汚染物質を取り込んで、酸性(水素イオン指数(pH)の値が 5.6 以下を示す)の雨のことをいいます。陸水の酸性化、土壌の変質、森林の枯死をもたらし、生態系に影響を与えることが考えられます。

循環型社会

持続可能な社会を生み出すために生産、流通、消費、廃棄といった流れの中で、資源の有効利用、さらに環境負荷を最小限に抑えることなどをめざす社会をいいます。大量生産・大量消費・大量廃棄に代わる考え方として使われています。

水源かん養機能

雨水等を地下に浸透させ、保持し、水源を確保する機能のことをいいます。かん養された地下水は浄化され、長時間かけて河川に還元されます。かん養機能を有する森林や水田等が減少すると、保水・防災機能が低下し、洪水や濁水を引き起こす原因となります。

生態系

太陽光線、土、水、大気、野生生物の5つの要素が互いに関係しあいながら循環していることをいいます。

生物多様性

生態系の多様性、種における多様性、遺伝子の多様性など、各々の段階、または地球全体に様々な生命が豊かに存在することをいいます。生態系は多様な生物が生息するほど健全であり、安定しているといえます。

た行

ダイオキシン類

「ダイオキシン類対策特別措置法」では、ポリ塩化ジベンゾーパラ-ジオキシンとポリ塩化ジベンゾフランに加え、同様の毒性を示すコプラナーポリ塩化ビフェニルが定義されています。生殖、脳、免疫系などに対して生じ得る影響が懸念されており、研究が進められています。

太陽光発電システム

半導体素子により太陽光エネルギーを電気に変換する装置のことをいいます。

太陽熱利用システム

太陽熱を集めて熱エネルギーとして利用するもので、給湯や冷暖房などに利用されています。

地球温暖化

人間の活動が活発になるにつれて「温室効果ガス」が大気中に大量に放出され、地球全体の平均気温が急激に上がり始めている現象のことをいいます。大気中に微量に含まれる二酸化炭素(CO₂)、メタン(CH₄)、亜酸化窒素(N₂O)、フロンなどが、温室効果ガス(Green House Gases : GHGs)といわれています。

低公害車

電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ハイブリッド自動車、低燃費・低排出ガス車など大気汚染物質の排出が少なく、環境への負荷の少ない自動車を総称していいます。

低燃費車

「エネルギーの使用の合理化に関する法律」に基づく燃費基準(トップランナー基準)の早期達成率で、ディーゼル車については、2005(平成17)年目標、ガソリン車については2010(平成22)年目標を早期に達成した車のことをいいます。

特定フロン

1987(昭和62)年の「モントリオール議定書」で、フロン11、フロン12、フロン113、フロン114、フロン115の5種類が規制の対象となり、1998(平成10)年までに1986(昭和61)年の消費量の50%に削減することが決まり、後に1989(平成元)年に「ヘルシンキ宣言」で2000(平成12)年までに全廃することが採択されました。この5種類のフロンを特定フロンと呼んでいます。

土地利用ゾーニング

農業振興計画や都市計画等の土地利用計画において、用途ごとに区分して一団の地域又は地区の指定等を行うことをいいます。

は行

パートナーシップ

持続可能な社会に向けて、経済社会を構成する複数の主体が、何らかの目標を共有し、ともに力を合わせて活動することをいいます。協働。

バイオマス

再生可能な生物由来の有機性資源で化石資源を除いたものをいいます。廃棄物系バイオマスとしては、廃棄される紙、家畜排せつ物、食品廃棄物、建設発生木材、下水汚泥などがあります。

ハイブリッド車

ガソリンエンジンやディーゼルエンジンなどの内燃機関と電気モータを搭載する自動車のことをいいます。内燃機関を搭載するため排気ガスは出ますが、通常のガソリン車などに比べて、二酸化炭素等の排出量が少ないことが特徴です。

ビオトープ

「生物の生息する場所」という意味のドイツ語で、生物の生息・生育可能な生態系が機能する空間のことをいいます。

風力発電

自然のエネルギーである風力を利用して回転エネルギーに変換し、電力エネルギーを得る方法です。

浮遊粒子状物質

大気中に浮遊する粒子状の物質（浮遊粉じん、エアロゾルなど）のうち粒径が $10\mu\text{m}$ （マイクロメートル： $\mu\text{m}=100$ 万分の 1m ）以下のものをいいます。

フロン

メタンまたはエタンの水素原子の一部、または全部をフッ素および塩素原子で置換してできた化合物の総称です。地球を取り巻くオゾン層を破壊し、皮膚がんの発生率を高めるという警告がだされ、先進国では、すべて代替フロンに切り替えられました。

ま行

緑のカーテン

建築物等の壁面をつる性の植物などで覆う緑化のことをいいます。これにより、窓から入り込む日差しを遮って、室温の上昇を抑制する効果があります。

や行

有害鳥獣

農林水産業、生活環境、生態系に係る被害が生じる野生鳥獣種のことをいいます。

有機栽培

化学肥料を施肥する農法に対して、堆肥やコンポストなど有機肥料を施肥し、無農薬または低農薬で作物を作る農法のことをいいます。

遊休農地

「農業経営基盤強化促進法」で規定された用語で、現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地をいいます。一般的には、耕作放棄地同義語として扱われています。

ら行

リターナブル容器

中身を消費した後の容器を、販売店を通じて回収し、飲料メーカーが洗浄して再び使用する容器をいいます。リターナブル容器はワンウェイ容器のようにごみにならないことから、ごみの発生抑制の手段として有効です。日本では、代表的なリターナブル容器はビールびんと一升びんであり、活(いき)びんともよばれます。

B

BOD

「Biochemical Oxygen Demand (生物化学的酸素要求量)」の略称で、河川水や工場排水中の汚染物質(有機物)が微生物によって無機化あるいはガス化されるときに必要な酸素量のことです。単位は一般的に mg/l で表わします。この数値が大きくなれば、水質が汚濁していることを意味します。

C

COD

「Chemical Oxygen Demand (化学的酸素要求量)」の略称です。海水や河川の有機汚濁物質等による汚れの度合いを示す数値で、水中の有機物等汚染源となる物質を通常、過マンガン酸カリウム等の酸化剤で酸化するときに消費される酸素量を mg/l で表したものです。数値が高いほど水中の汚染物質の量も多いということを示します。

I

ISO14001

国際標準化機構 (ISO:International Organization for Standardization) が定めた環境マネジメントシステムに関する国際標準規格のことをいいます。企業や団体が、環境方針、目標、計画およびその実施体制を定め、計画を実施するとともに、その実施状況や環境改善効果を点検し、必要に応じて計画や実施方法を見直す仕組みを導入することにより、継続的改善を進めるものです。

P

PDCA サイクル

事業活動における管理業務を円滑に進める手法のことをいいます。Plan (計画) → Do (実行) → Check (評価) → Action (改善) の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善します。

PM2.5

大気中に浮遊している $2.5\mu\text{m}$ ($1\mu\text{m}$ は 1mm の千分の1) 以下の小さな粒子のことで、従来から環境基準を定めて対策を進めてきた浮遊粒子状物質 (SPM: $10\mu\text{m}$ 以下の粒子) よりも小さな粒子です。

PM2.5 は非常に小さいため (髪の毛の太さの $1/30$ 程度)、肺の奥深くまで入りやすく、呼吸系への影響に加え、循環器系への影響が心配されています。

